

税務上の繰越欠損金に対する 繰延税金資産の認識

——ESMAによる適用上の課題の識別とその対応——

中 島 稔 哲

要 旨

本稿は、欧州証券市場監督機構（ESMA）の「執行（決定）に関する欧州執行当局調整セッションのデータベースからの抜粋」と「会計執行当局の執行と定期的活動」に関する報告書から、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識要件の課題を整理し、そして、ESMA「税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関する検討事項」の概略と特徴を示したものである。その特徴は、繰延税金資産の認識の閾値を示すとともに、肯定的証拠と否定的証拠を比較考量のうえで信頼すべき根拠を形成すること、根拠となった証拠には将来の業績予測の合理性や事業計画との首尾一貫性といった特長が必要であることを示したことにあるといえる。

I はじめに

欧州連合（European Union: EU）は、2005年1月からEU域内の証券市場の上場企業に対して、その連結財務諸表に国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の適用を義務付けた。これに先立つ2001年に、欧州委員会（European Commission: EC）の要請に応じて、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）によるIFRSの開発に情報等（input）を提供するとともに、ECに会計上の問題に関する技術的な意見・助言を行う欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）が設立されている¹⁾。また、EUの決定により、2011年1月1日をもって欧州証券規制当局委員会（Committee of European Securities Regulators: CESR）から組織変更された欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority: ESMA）が、その設立規則にしたがい、欧州の制定法（European Legislation）の効果的かつ首尾一貫した適用を保証すべく、財務報告の分野で活動している。ESMAは、この責任を果たすために、財務情報に関する監督および執行（enforcement）の領域に責任を負っている欧州経済領域（European Economic Area: EEA）の42か

国からの欧州執行当局からなるフォーラムである欧州執行当局調整セッション (European Enforcers Coordination Sessions: EECS)²⁾ を組織している (ESMA [2019c], p.3)。

さて、法人所得税の会計に関しては、EFRAG はイギリス会計基準審議会 (UK Accounting Standards Board: UKASB) とともに、法人所得税の会計問題に関する議論を喚起し、IASB の「法人所得税 (Income Taxes)」プロジェクト³⁾ の進展を支援する目的で、2011年12月に、討議資料「法人所得税の財務報告の改善」(EFRAG *et al.* [2011]) を公表し、2013年2月にはフィードバック・ステートメント「法人所得税の財務報告の改善」(EFRAG *et al.* [2013]) を公表している。ESMA は、国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) 第12号「法人所得税」(IASB [2016b]) (以下、IAS12 と略称する。) の適用上の課題に対応するために、2019年7月に、パブリック・ステートメント「税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関する検討事項」(ESMA [2019b]) (以下、PB と略称する。) を公表している。

そこで、本稿では、IAS12 における税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識要件を確認し、ESMA が公表した「執行 (決定) に関する EECS データベースからの抜粋 (Extract from the EECS's Database of Enforcement (Decisions))」, 「会計執行当局の執行と定期的活動 (Enforcement and Regulatory Activities of Accounting Enforcers)」に関する報告書 (以下、「報告書」と略称する。) に基づいて、欧州における税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識の適用上の課題を整理したうえで、PB の概略と特徴を示すこととする。

II 税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識要件

IAS12 は、税務上の繰越欠損金に対しては、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、繰延税金資産を認識するものとし (IAS12, par.34), その認識要件は、将来減算一時差異から生じる繰延税金資産を認識するための要件と同じであるとしている。しかしながら、繰越欠損金の存在自体が、将来に課税所得が稼得されないという強い根拠となることから、近年に損失が発生した経歴がある場合には、企業は税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産は、十分な将来加算一時差異を有する範囲でのみ、または税務上の繰越欠損金の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠 (convincing other evidence) がある範囲でのみ認識するものとしている。そして (a) 当該繰延税金資産を活用できるかどうか、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を上回る将来の課税所得の有無に依存しており、かつ、(b) 企業が、当該繰延税金資産に関係する課税法域において、当期または前期に損失を生じている場合には、

繰延税金資産の金額およびその認識の根拠となった証拠の内容 (the nature of evidence supporting its recognition) の開示を要求している (IAS12, pars. 35 and 82)。

税務上の繰越欠損金を活用できる課税所得が稼得される可能性を評価するに際しては、企業は次の要件を考慮するものとしている (IAS12, par. 36)。

- (a) 同一の税務当局の区域内で同一の納税企業体内に、税務上の繰越欠損金の繰越期限内に活用できる課税所得をもたらすのに十分な将来加算一時差異を当該企業が有しているかどうか
- (b) 税務上の繰越欠損金の繰越期限内に、当該企業が課税所得を稼得する可能性が高いかどうか
- (c) 税務上の繰越欠損金は再発しそうもない特定の原因によって発生したものかどうか
- (d) 税務上の繰越欠損金の繰越期限内に課税所得を発生させるべきタックス・プランニングの機会が利用可能かどうか

III 繰延税金資産に関する執行決定の概要

欧州各国の執行当局は、IFRS の首尾一貫した適用を促進するために、執行前および/または執行後に、重要な執行事例を議論している。ESMA は、監督機能のコンバージェンスを強化することおよび IFRS の適切な適用に関する関連情報を財務諸表の発行企業と利用者に提供することを目的として、財務諸表に関する執行決定の機密データベースからの抜粋を公表している (ESMA [2019c], p.3)。2019年7月16日現在、253の抜粋が公表されており、その中で、IAS12に関するものは9つある (ESMA [2019d], pp.1-8)。ここでは、繰延税金資産に関する抜粋を対象に、執行決定の根拠を中心にみていくこととする。

1 EECS/1207-04：繰延税金資産 (2005年10月24日決定)

この抜粋は、中間会計期間末において、税務上の繰越欠損金を活用できるだけの十分な将来加算一時差異がなく、また、これまで事業活動から相当な損失の計上ないし僅かな利益の計上しかできておらず、多額の税引前利益 (pre-tax profit) を計上した経歴のない発行企業 (the issuer: 以下、便宜上、A社とする。) に対して、執行当局が、IAS12 (par. 35) に基づいて、中間連結財務諸表上の繰延税金資産の回収に活用できる課税所得が将来において稼得されるという信頼すべき根拠の提示を求めた事例である。

執行当局は、主に、①A社の税引前利益の推移、②過年度に公表された業績予測とこれに対応する実績、③A社の今後数年間の業績予測、および④新たな契約の公表という4点に基づいて決定を行った。執行当局は、特に、A社の業績予測とこれに対応する実績との

間に重大な下振れが生じているという経歴を重視した。また、A社が、2005年に、予想利益を達成できない旨だけでなく、多額の損失が生じる旨を公表しており、損失が再発しそうもない外的な事象に明確に帰属させられるようなタイプのものではないという事実も決定に影響を及ぼした。そこで、執行当局は、A社が税務上の繰越欠損金を活用できるだけの十分な課税所得を稼得することができるという信頼すべき根拠を提示していないと考え、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識はIAS12 (par. 34) に準拠していないという決定を下した (CESR [2007], pp. 6-7)。

2 EECS/1208-10：繰延税金資産（2008年12月18日決定）

この抜粋は、近年に損失が発生した経歴があり、また、十分な将来加算一時差異を有していない発行企業（以下、便宜上、B社とする。）に対して、執行当局が、税務上の繰越欠損金を活用できるだけの十分な課税所得が稼得されるという信頼すべき根拠の提示を求めた事例である。執行決定のポイントは次のとおりである。

①2005年の業績は堅調であったというB社の主張は、事業外からの利得を除くと税引前損失となっていたという結果から、裏付けがあるものではなかった。②将来において取引内容が改善するというB社の予測については、改善されるということだけでは将来に課税所得が稼得されるという信頼すべき根拠とはならない。また、税務上の繰越欠損金が活用できるかどうかを評価するにあたっては、取引内容の改善によって今後予想される収益ではなく、現在の受注残ないし確認済の契約から生じる収益により重きをおかなければならない。③将来の業績予測は2005年の秋に作成した予算をベースとしていたが、それは過去の実績と比較した場合には現実的なものとはいえず、2005年の最終四半期における利益の劇的な減少は、繰延税金資産の認識の基礎とした予算の信頼性についてB社に再評価を促すものであった。

これらより、B社の税務上の繰越欠損金は再発しそうもない特定の原因によって発生したものとはいえず、2002年から2004年間の損失は通常の事業活動から生じたものであった。なお、B社には、税務上の繰越欠損金の繰越期限内に課税所得を発生させるべきタックス・プランニングを行う機会はなかった。そこで、執行当局は、2005年12月31日時点で、特に税務上の繰越欠損金を活用できる課税所得が稼得されるという信頼すべき根拠が提示されておらず、税務上の繰越欠損金の繰越期限内に課税所得が稼得される可能性は高いとはいえないと考え、B社が税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識することはIAS12 (pars. 34-36) に準拠していないということを確認した (CESR [2008], pp. 12-14)。

3 EECS/0213-10：税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産⁴⁾

この抜粋は、過去4年間にわたって重大な損失を認識し、また、十分な将来加算一時差異が有していない発行企業（以下、便宜上、C社とする。）に対して、執行当局が、将来において課税所得が稼得されるという信頼すべき根拠の提示を求めた事例である。

執行当局は、信頼すべき根拠として予算とその合理性を検討するにあたって、C社の貸付金の減損水準の予測能力が予算の正確性に影響を及ぼす最も重要な要因であると位置づけた。過去2年間の業績予測と実績を比較したところ、主に貸付金の減損損失に関して重大な差異が生じていた。

C社は、2010年と2011年に関しては予測からの乖離は銀行部門全体で生じており、これらの年度の予算と実績の比較をもって減損水準の予測を効果的に行う能力を評価することはできないと主張したが、執行当局は、税務上の欠損金は再発しそうな特定の原因によって発生したものではないと考えた。また、執行当局は、C社は正確な予測を過去に行うことができず、2010年と2011年に関して予算と実績との間に重大な差異が生じていたことから、C社の予算とそこでの仮定は信頼すべき根拠ではないと決定した。さらに、C社は継続企業としての存続能力について重大な不確実性を財務諸表において開示しており、執行当局はこのような重大な不確実性は繰延税金資産の認識にあたって考慮しなければならないとした。

したがって、執行当局は、C社が税務上の繰越欠損金全額に対して繰延税金資産を認識することは認められるものではなく、将来加算一時差異を有する範囲でのみ認識すべきであると決定した（ESMA [2013], pp.16-17）。

4 EECS/0216-14：税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の認識⁵⁾

この抜粋は、ロシアに子会社2社（以下、便宜上、S1社とS2社とする。）を有す建設会社（以下、便宜上、D社とする。）に関するものある。子会社2社ともに財務諸表に重大な損失を計上し、税務上の繰越欠損金を積み上げており、S2社は欠損に至っていた。D社は当該2社の税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識していたが、信頼すべき根拠の内容が連結財務諸表に開示されていなかったことから、執行当局がその提示を求めたものである。

執行当局は、子会社2社の損失の主要な要因の1つがロシアの経済危機であることを確認し、D社からこの状況が近い将来において反転するという信頼すべき根拠は提示されなかった。また、将来に課税所得が稼得されるというS2社の計画は実行可能ではないと決定した。さらに、S1社に関しては、過酷な経済環境などから最終的には完全撤退の可能性を否定できないことから、S1社の計画は税務上の繰越欠損金を活用できるという信頼

すべき根拠を構成するものではないと結論づけた。これらより、執行当局は、税務上の繰越欠損金を活用することできる十分は課税所得が稼得されるという信頼すべき根拠を提示していないとして、D社の会計処理を認めないという決定をした（ESMA [2017a], pp. 21-22）。

5 EECS/0117-11：税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の認識⁶⁾

この抜粋は、2015年とその直近の2年間に損失を計上した（近年に損失が発生した経歴がある）発行企業（以下、便宜上、E社とする。）が、税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識していた事例である。E社の経済状況は過去数年間にわたって著しく悪化しており、将来の課税所得の存在と継続企業としての存続能力に関して重要な疑義があった。なお、E社の逼迫した経済状況は、半年分の社債利息が支払われていなかったという形で顕在していた。

社債保有者がその一部を放棄することに合意が得られるという期待に基づいて、税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識することは適当であるとのE社の主張に対して、執行当局は、そのような合意は第三者の将来の意思決定に依拠した不確実なものであり、社債保有者との再交渉を成功裏に収めることになるという同社の期待は信頼すべき根拠であると考えすることはできないと決定した。また、執行当局は、E社の継続企業としての存続能力に重大な不確実性があり、事業計画を完遂する能力に疑義を投げかけるものであると考えた（実際、貸借対照表日において、E社は現地の監督官庁と将来のリストラクチャリングの主要な点を依然として交渉しており、その実現は不確実性が高いものであった）。したがって、執行当局は、税務上の繰越欠損金を活用することのできる十分な課税所得が稼得されるという信頼すべき根拠が提示されなかったと結論し、税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識することを認めない決定をした（ESMA [2017c], pp. 19-20）。

6 繰延税金資産に関する執行決定の特徴

欧州各国の執行当局による財務諸表に関する執行決定の機密データベースからの抜粋における事例では、近年に損失が発生した経歴がある場合には、企業は税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲でのみ、または税務上の繰越欠損金の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲でのみ認識するものとしている点に関係して、その根拠となった証拠について検討がなされていた。継続企業としての存続能力に重大な疑義が生じている事例もあったが、端的には、信頼すべき根拠とした将来の業績予測の合理性が焦点となっていたといえよう。

IV 繰延税金資産の認識に関する適用上の課題の傾向

「会計執行当局の執行と定期的活動」に関する報告書では、上記の執行決定による具体的な事例を含む、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関する適用上の課題の傾向が示されている。

2014年「報告書」では、将来加算一時差異を有する範囲を超えて、税務上の繰越欠損金に対して重要な繰延税金資産が認識されている事例が数多く確認されていることから、発行企業に対してIAS12の要求事項に留意するよう決定したことが報告されている。近年に損失が発生した経歴のある企業については、税務上の繰越欠損金が活用できる十分な将来の課税所得が稼得される信頼すべき証拠があるときにのみ、税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識するとしているIAS12の要求事項の主要な点は、繰延税金資産の認識の根拠となった証拠の十分性、特に、認識を正当化する信頼すべき根拠の内容にあるといった議論が欧州執行当局間で議論され、さらに、将来の課税所得の存在の根拠とされた事業計画において高度に判断を要する仮定がおかれている場合には、この仮定に対する繰延税金資産の感応度について、十分な透明性のある開示がなされる必要があることが報告されている（ESMA [2015], par. 57）。

2015年「報告書」では、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識、測定および表示について問題が経常的に発生していることをふまえ、この問題を2014年欧州共通執行優先事項（ESMA [2014]）に挙げたことが報告されている。また、繰延税金資産および法人所得税の税務処理の不確実性（uncertain tax positions）に関係するIAS12の要求事項の適用に関する検査（assessment）を20のEEA国から73の発行企業をサンプルとして行った結果が、次のように報告されている（ESMA [2016], par. 36）。

関係する課税法域において当期または前期に損失を計上していた発行企業の66%が、税務上の繰越欠損金に対して重要な繰延税金資産を認識しており、このうち31%は、繰延税金資産の認識の根拠となった証拠の内容を開示していなかった（ESMA [2016], par. 37）。根拠となった証拠の内容を開示していた発行企業のうち60%は、繰延税金資産の認識の根拠とした仮定に関する詳細な情報を提供していなかった。なお、更なる情報を要求したことにより、この60%の半数の発行企業からは繰延税金資産の認識の根拠となった情報を執行当局は入手することができたとのことである（ESMA [2016], par. 38）。

また、発行企業が、繰延税金資産の回収可能性の評価において予想した回収期間を市場に開示しているかどうか、および当該期間が合理的であるか否かの検討を行い、活用できる将来加算一時差異の金額を上回る重要な繰延税金資産を認識していた発行者のうち27%のみがその回収予想期間に関する十分な情報を提供しており、このうちの44%が5年超え

る回収期間を想定していたとのことである（ESMA [2016], par.39）。さらに、繰延税金資産の回収予想期間の評価上の主要な判断に関する情報を注記していたのは、繰延税金資産を認識していた発行企業の半数に過ぎなかったとのことである（ESMA [2016], par.41）。

これらをふまえ、ESMAは、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識、測定および開示に関するIAS12の要求事項の適用には、依然として、改善の余地があるものとの考えを示している（ESMA [2016], par.46）。

2016年「報告書」は、上記の検査結果の分析から、サンプルとした発行企業65社のうち10社に対して、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産/法人所得税の税務処理の不確実性に関して執行を行ったこと、そして、IAS12の要求事項の適用には、依然として改善の余地があるということが明確なものになったと報告している（ESMA [2017b], par.53）。そこで、2016年において、執行当局は、発行企業がIAS12の要求事項に準拠しているかについて監視を継続すること、また、EECSにおいて税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関する会計問題について複数回の議論が行われたこと、さらに、ESMAと欧州執行当局がIAS12の要求事項の適用と執行において更なるコンバージェンスを図る方法を検討する専門家グループを設けることを報告している（ESMA [2017b], par.54）。

2017年「報告書」には税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関する言及はなく、2018年「報告書」では、執行当局が税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識、測定および開示に関するIAS12の要求事項の分析・執行を行うにあたって実施可能な監督上の実務に関するブリーフィング（Supervisory Briefing）を起草する専門家グループを設置したことが報告されている。また、このガイダンスは、より調和化された執行を促進するべく、特に、発行企業が税務上の繰越欠損金および繰越税額控除を活用できる将来の課税所得が稼得される可能性が高いとした結論に対する信頼すべき証拠の内容と範囲に焦点をあてたものになることが示唆されている（ESMA [2019a], par.124）。

このように、ESMAは、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識、測定および開示に関するIAS12の要求事項の適用、すなわち信頼すべき根拠とその根拠となった証拠に関して、改善の余地があるという見解を示し続けていた⁷⁾。

V 「税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の認識に関する検討事項」

上記において2019年7月にESMAがPBを公表した背景を確認してきた。繰り返しになるが、PBでの背景説明を示しておくことにする。すなわち、ESMAと欧州各国の執行当局が、最近数年間にわたって、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関する事例をEECSとともに議論するなかで、近年に損失が発生した経歴のある発行企業が、

税務上の繰越欠損金を活用できる課税所得が将来において（時折、長期間において）稼得されるという予測に信頼すべき根拠がないにもかかわらず、重要な繰延税金資産を認識している状況に直面していたことがある（ESMA [2019b], par.3）。また、ESMAは、これまで発行企業に税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識には特別な注意を払うべきであると強調してきたが、発行企業が提示する認識の根拠となった証拠に重大な欠点のあることを識別していた（ESMA [2019b], par.4）。「執行（決定）に関するEECSデータベースからの抜粋」と「会計執行当局の執行と定期的活動」に関する報告書にあったように、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識における信頼すべき根拠とその根拠となった証拠に関心が向けられている。

ESMAは、発行企業、監査人および監査委員会が財務諸表を作成する際、特に繰延税金資産がIAS12 (pars.34-36) の認識規準を充たしているかどうかの評価にあたって、PBを考慮することが適切であるとし（ESMA [2019b], par.26）、具体的に次の2点を取り上げている（ESMA [2019b], par.5）。以下、その概略を示すこととする。

- ① IAS12 (par.36) の規準によって評価された、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除の使用対象となる課税所得が将来に稼得される可能性（IAS12, par.34）
- ② 発行企業に近年に損失を計上した経歴がある場合に、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠（IAS12, par.35）

1 将来に課税所得が稼得される可能性の評価

税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関して、IAS12ではどの程度の可能性をもって評価すべきかが定義されていないとして、ESMAは、PBにおいて、可能性の概念は他の基準と同様に理解されるべきであり、“more likely than not（発生しないより発生する可能性のほうが高い）”という閾値（すなわち、50%超の可能性）に基づくべきであるという見解を示した（ESMA [2019b], par.8）。そこで、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高いかどうかを評価するにあたって、発行企業は、入手可能な否定的証拠と肯定的証拠を考量し、肯定的証拠が否定的証拠よりも強固であるかどうかによって上記の閾値を超えているかどうかを決定すべきであるとし、次の諸点が強調されている（ESMA [2019b], par.9）。

- ① 一般的に、将来の見積り/予測は長期になるにしたがって信頼性は低下する。肯定的証拠と否定的証拠は、これに応じて比較考量されるべきである。
- ② 税務上の繰越欠損金の存在自体が、将来に課税所得が稼得されないという強い根拠となる（IAS12, par.35）。

③ 予測/計画は、すべてのケースにおいて、合理的、現実的で達成可能なものでなければならない。

④ 近年に損失が発生した経歴があり十分な将来加算一時差異がない場合には、予測/計画において繰延税金資産の認識に関する信頼すべき根拠を提示すべきである。

①に関して、ESMAは、次のような例を挙げている（ESMA [2019b], par.10）。否定的証拠と肯定的証拠の比較考量においては、（製品需要の低迷や低い粗利率により）営業活動から損失が発生している状況下で将来に十分な利益が稼得されるという結論に至るためには、新工場への移転や火災といった単発的ないし再発しそうな事象から損益が発生した場合よりも、より強力な肯定的証拠が要求される。これに対して、過去に発生した損失が事業ラインの閉鎖にのみ起因していた場合には、このリストラクチャリングは肯定的な信頼すべき根拠となる可能性がある。このように、将来の課税所得の持続可能性を評価するにあたって、発行企業には、一時の事象（利得と損失を含む。）に特に注意を払い、再発の可能性を把握することが求められる（ESMA [2019b], par.11）。

②に関して、ESMAは、次のような補足をしている。すなわち、繰越期限のない税務上の繰越欠損金は将来の課税所得によって活用される可能性がより高いかもしれないが、繰越期限がないというだけでは繰延税金資産の認識にあたっての「十分な課税所得が稼得される可能性が高い」という根拠となるものではない。また、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産は、将来使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲でのみ認識されるものであることから、損失の発生は一時のものであるというだけでは十分ではなく、むしろ、発行企業には、十分な将来の課税所得が稼得されるという根拠を提示することが求められる。さらに、繰越期限が短期である場合には、税務上の繰越欠損金の使用対象となる課税所得が稼得されるべき期間も短期となるので、この場合の繰延税金資産の認識はより批判的な評価の対象にすべきである（ESMA [2019b], par.12）。同様に、継続企業としての存続能力について経営者の評価は、それ自体、繰延税金資産を認識することを正当化するものではなく、また反対に、継続企業として存続能力に重要な疑義となる重大な不確実性が存在する場合には、繰延税金資産はより高い懐疑心を持って評価すべきことになる（ESMA [2019b], par.13）。

最後に、将来に十分な課税所得が稼得される可能性が高いかどうかを評価するにあたっては、利益の性質、発生原因および時期を検討する必要があることを示したうえで、次のような肯定的証拠の例を挙げている（なお、網羅的なものではない）（ESMA [2019b], par.14）。

- (a) 発生した損失が識別可能な一時の/非反復的な事象によるものである
- (b) 税務上の繰越欠損金の原因となった損失を除くと利益稼得能力が高いことを示す経

歴がある（当該損失が再発しそうもないということが条件である）

- (c) 新たな事業機会（例：特許の取得）
- (d) 損失の発生原因を一掃するリストラクチャリング
- (e) 説得力のあるタックス・プランニング戦略
- (f) 販売の受注残高や新契約
- (g) 存在する税務上の繰越欠損金を発行企業が活用するにあたって、十分でかつその目的に利用できる持続性のある利益をもたらす（同一の課税法域での）事業の買収
また、次のような否定的証拠の例を挙げている（なお、網羅的なものではない）（ESMA [2019b], par. 15）。
 - (a) 近年に税務上の欠損金が発生した経歴がある
 - (b) 納税企業体がスタートアップ事業である
 - (c) 事業計画に対してその実績の経歴に著しいばらつきがある
 - (d) 主要な顧客および/または重要な契約の喪失
 - (e) 継続企業としての不確実性
 - (f) リストラクチャリングを実施しても収益力が回復しなかったないし破産を回避できなかった経歴
 - (g) 納税企業体が近い将来に損失の発生を予測している
 - (h) 中核事業において損失が発生しており、将来に再発する可能性がある

2 信頼すべき証拠の評価

ESMA は、繰延税金資産の認識にあたっての他の信頼すべき証拠は客観的に検証可能であることが必要であると考えており、例えば、直近に損失を計上しているという経歴は、将来に十分な課税所得が稼得される可能性に対して、客観的で検証可能な否定的証拠となる。そして、将来の課税所得の見積りには重要な判断を要するため、否定的証拠が多くなるにしたがって、将来の課税所得の予測に対する信頼性は低下することになると考えている（ESMA [2019b], par. 16）。ただし、利益予測の信頼性は、発行企業の属する産業/業種および/または実績に拠るところもあり、例えば、（不動産業や利権協定等の）長期的な契約を締結している発行企業においては、その予算が短期のものであっても繰延税金資産の認識の根拠となった証拠となりうるが、業績の上昇がみられないスタートアップ企業や利益変動が大きい業種の発行企業にあっては、利益予測の信頼性を示す他の多くの信頼すべき証拠を提示することが必要になると想定される（ESMA [2019b], par. 17）。

また、PB は、将来の課税所得の見積りにおいては、発行企業が制御できない不確実性の高い将来事象を予測/考慮すべきはないと指摘している。このような事象には、（すで

に実質的に施行されている改正を以外の)税法・税率の改正, 企業結合の可能性, 将来の市況に依存する事象, さらには財務報告での主張や過去に公表した戦略と首尾一貫しない事象が含まれる (ESMA [2019b], par. 18)。さらに, 事業計画とこれが将来の課税所得に与える影響の予測には合理性が担保されていること, 過年度に課税所得の見積りにあたって置いた前提とこの見積りと比較可能な他の財務諸表の構成要素の見積り (例えば, のれんの減損) において採用した予測との首尾一貫性を確保するように指摘している (ESMA [2019b], par. 19)。

IAS12 では将来の課税所得の見積りに関する期間 (time period) が明示されていないが, その期間が長期になるにしたがって, 発行企業によって制御できない予測不能な事象等が生起することが考えられることから, PB は, 繰延税金資産の認識において, その見積り期間が通常の計画サイクルを超えるときには注意を払うよう指摘している (ESMA [2019b], par. 21)。

最後に, PB は, タックス・プランニングの機会も繰延税金資産の認識の根拠となるが, 想定される行動は現実的で課税所得をもたらすものであり, 発行企業の事業戦略と首尾一貫したものである必要性を指摘している (ESMA [2019b], par. 22)。

3 開示

PB は, 繰延税金資産に関する開示は発行企業固有のもので, ボイラープレートであってはならないことを強調したうえで (ESMA [2019b], par. 23), 開示の詳細さについては, ①発行企業の財務諸表における繰延税金資産の重要度と②繰延税金資産の認識に係る不確実性やそこでの判断を考慮したものであること, そして, この重要度, 不確実性や判断が重要になるに応じて開示は詳細なものになると想定している (ESMA [2019b], par. 24)。IAS12 と IAS1 「財務諸表の表示」 (IASB [2016a]) をふまえ, 開示内容の例として, 次の項目を挙げている (ESMA [2019b], par. 25)。

- (a) 納税企業体, 所在地および適用されている租税規則に関する内容
- (b) 考量した肯定的証拠と否定的証拠に関する内容
- (c) 繰延税金資産の予想回収期間
- (d) 繰延税金資産の認識において行使された重要な (critical) 判断とこれに係る不確実性
- (e) 認識の鍵となった前提に重要な変化が生じた場合には, この変化が繰延税金資産の回収可能性に及ぼす影響
- (f) 重要な未認識の繰延税金資産
- (g) 適切な場合には設定した仮定に応じた感応度分析

4 PBの要点

PBの内容は次のようにまとめることができよう。まず、将来に課税所得が稼得される可能性の評価に関して、①“more likely than not”という閾値（50%超の可能性）、この規準の適用にあたっての肯定的証拠と否定的証拠の比較考量の考え方、②税務上の欠損金について繰越期限のないことをもってこの規準がクリアされたものと考えべきはないこと、そして③継続企業として存続する能力があることをもってこの規準がクリアされたものと考えべきはなく、反対に、この能力に重要な疑義が生じている場合には、繰延税金資産の認識にはより懐疑心をもって臨む必要があることを示している。

そして、根拠となった証拠の評価にあたっては、客観的で検証可能であることを掲げたうえで、①発行企業が制御できない不確実性の高い将来事象を含めるべきはないこと、②事業計画が将来の課税所得に及ぼす影響の合理性、のれんの減損のような他の見積り要素との首尾一貫性を確保すること、③通常の事業計画期間と繰延税金資産の予想回収期間との関係に留意すること、④タックス・プランニングは現実的かつ事業戦略と首尾一貫したものでなければならないことを示している。

これらをさらに集約すると、PBの特徴は、IAS12では定義されていない認識の閾値を示すとともに、肯定的証拠と否定的証拠の比較考量したうえで信頼すべき根拠を形成すること、そして、根拠となった証拠には将来の業績予測の合理性や事業計画との首尾一貫性といった特長を備えていることの必要性を示したことにあるといえよう。

VI おわりに

本稿では、PB「税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識に関する検討事項」の公表を受け、ESMAによるIAS12の適用上の課題の識別とこの課題への対応を取り上げた。近年に損失が発生した経歴がある場合には、企業は税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産は、十分な将来加算一時差異を有する範囲でのみ、または税務上の繰越欠損金の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲でのみ認識するものとしている点に関して、欧州各国の執行当局による財務諸表に関する執行決定の機密データベースからの抜粋における事例では、信頼すべき根拠とした将来の業績予測の合理性が焦点となっていたといえる。2017年を除く2014年から2018年の「会計執行当局の執行と定期的活動」に関する報告書においても、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の認識にあたっての信頼すべき根拠とこの根拠となった証拠の内容について、依然として、改善の余地があるという考えが示されていた。

そこでPBは、IAS12では定義されていない認識の閾値を示すとともに、肯定的証拠と

否定的証拠の比較考量したうえで信頼すべき根拠を形成すること、そして、根拠となった証拠には将来の業績予測の合理性や事業計画との首尾一貫性といった特長を備えていることの必要性を示し、ここに適用上の課題に対する対応の特徴があるといえよう。

注

- 1) 出所：[https://www.efrag.org/\(X\(1\)S\(4y01atvc2ybdb5muu1y0vc3l\)\)/About/Facts/ElementsOfHistory](https://www.efrag.org/(X(1)S(4y01atvc2ybdb5muu1y0vc3l))/About/Facts/ElementsOfHistory)
- 2) EECs は IFRS に対する監視責任を有す最大規模の欧州各国の執行当局からなるネットワークを形成しており、欧州各国の執行当局は EECs を通じて IFRS の適用と執行上の経験を議論し共有している (ESMA [2019c], p.3)。
- 3) なお、IASB の「法人所得税」プロジェクトについては、中島 [2019] を参照。
- 4) なお、これについては、決定日は記載されていない。
- 5) なお、これについても、決定日は記載されていない。
- 6) なお、これについても、決定日は記載されていない。
- 7) 日本においては、金融庁 [2018a] において、繰延税金資産の回収可能性について、次の審査内容、審査結果および注意すべき事項が挙げられている。

審査内容

繰延税金資産の回収可能性が適切に判断されているかについて確認するため、以下の事項について質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めた。

- ・企業の分類及び当該分類を行った理由
- ・一時差異の解消見込年度のスケジューリング及び将来の課税所得の見積額
- ・有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由

審査結果

繰延税金資産の回収可能性について、以下のような適切ではないと考えられる事例が確認された。

- ・過去（3年）及び当期の事業年度において、課税所得が期末における将来減算一時差異を下回る年度があるにもかかわらず、（分類1）に該当すると判断している事例
- ・過去（3年）及び当期の事業年度において、課税所得（臨時的な原因により生じたものを除く）が生じていない年度があるにもかかわらず、（分類2）に該当すると判断している事例
- ・（分類3）に該当する企業において、退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異などの解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異について、スケジューリングが行われていない事例

なお、繰延税金資産の計上額の見積りに用いた業績予測において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例が確認された。

留意すべき事項

繰延税金資産の回収可能性について、以下の点に留意されたい。

- ・企業を（分類1）に分類するためには、原則として、以下の要件をいずれも満たす必要が

あること（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第17項）

(1) 過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。

(2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。

・企業を（分類2）に分類するためには、原則として、以下の要件をいずれも満たす必要があること（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第19項）

(1) 過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。

(2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。

(3) 過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

・（分類3）に該当する企業においては、退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異などの解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異について、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）において当該将来減算一時差異のスケジューリングを行う必要があること（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第35項）

・繰延税金資産の計上額を見積る場合に用いる将来の業績予測については、合理的な仮定に基づく必要があること（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第32項）

参 考 文 献

- Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff [2015], *Aiming for Global Accounting Standards – The International Accounting Standards Board, 2001–2011*, Oxford University Press.
- CESR [2007], *2nd Extract from the EECS' Database of Enforcement Decisions*, December 2007, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/2015/11/07_630.pdf.
- CESR [2008], *4th Extract from the EECS' Database of Enforcement Decisions*, December 2008, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/2015/11/08_966.pdf.
- EFRAG and UKASB [2011], *Discussion Paper, Improving the Financial Reporting of Income Tax*, European Financial Reporting Advisory Group and the Financial Reporting Council, [https://www.efrag.org/\(X\(1\)S\(ibgt2awbum4r2tl3caeyhyfe\)\)/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FProject%20Documents%2F177%2F120127_Income_tax_DP_final.pdf](https://www.efrag.org/(X(1)S(ibgt2awbum4r2tl3caeyhyfe))/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FProject%20Documents%2F177%2F120127_Income_tax_DP_final.pdf).
- EFRAG and UKASB [2013], *Feedback Statement, Improving the Financial Reporting of Income Tax*, European Financial Reporting Advisory Group and the Financial Reporting Council, [https://www.efrag.org/\(X\(1\)S\(ibgt2awbum4r2tl3caeyhyfe\)\)/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FProject%20Documents%2F177%2F130208_Income_Tax_Feedback_Statement.pdf](https://www.efrag.org/(X(1)S(ibgt2awbum4r2tl3caeyhyfe))/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FProject%20Documents%2F177%2F130208_Income_Tax_Feedback_Statement.pdf).
- ESMA [2013], *Report, 14th Extract from the EECS' Database of Enforcement*, 29 October 2013, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/2015/11/2013-1545_14th_extract_from_the_eecs_database_of_enforcement.pdf.
- ESMA [2014], *Public Statement, European Common Enforcement Priorities for 2014 Financial Statements*, 28 October 2014, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/2015/11/2014_

- 1309_esma_public_statement_-_2014_european_common_enforcement_priorities.pdf.
- ESMA [2015], *Report, Enforcement and Regulatory Activities of Accounting Enforcers in 2014*, 31 March 2015, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/2015/11/2015-659_activity_report_on_accounting_enforcers_in_europe_in_2014.pdf.
- ESMA [2016], *Report, Enforcement and Regulatory Activities of Accounting Enforcers in 2015*, 29 March 2016, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/2016-410_esma_report_on_enforcement_and_regulatory_activities_of_accounting_enforcers_in_2015.pdf.
- ESMA [2017a], *Report, 20th Extract from the EECS's Database of Enforcement*, 5 January 2017, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-200_20th_extract_from_the_eecss_database_of_enforcement.pdf.
- ESMA [2017b], *Report, Enforcement and Regulatory Activities of Accounting Enforcers in 2016*, 10 April 2017, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-382_report_on_enforcement_activities_2016.pdf.
- ESMA [2017c], *Report, 21st Extract from the EECS's Database of Enforcement*, 31 October 2017, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-334_21st_extract_from_the_eecss_database_of_enforcement.pdf.
- ESMA [2018], *Report, Enforcement and Regulatory Activities of Accounting Enforcers in 2017*, 03 April 2018, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-424_report_on_enforcement_activities_2017.pdf.
- ESMA [2019a], *Report, Enforcement and Regulatory Activities of Accounting Enforcers in 2018*, 27 March 2019, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-672_report_on_enforcement_activities_2018.pdf.
- ESMA [2019b], *Public Statement: Considerations on Recognition of Deferred Tax Assets Arising from the Carryforward of Unused Tax Losses*, 15 July 2019, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-743_public_statement_on_ias_12.pdf.
- ESMA [2019c], *Report, 23rd Extract from the EECS's Database of Enforcement*, 16 July 2019, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-717_23rd_extract_from_the_eecss_database_of_enforcement.pdf.
- ESMA [2019d], *Listed of Decisions Published in the Extracts from the EECS' Database of Enforcement (update July 2019)*, 16 July 2019, https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-365_list_of_decisions.pdf.
- IASB [2016a], *International Accounting Standards No. 1, Presentation of Financial Statements*.
- IASB [2016b], *International Accounting Standards No. 12, Income Taxes*.
- IFRS Foundation [2017], *2017 IFRS® (Red Book)*. IFRS 財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2017], 『2017 IFRS® 基準』中央経済社。
- 鷲地隆継 [2009], 「原則主義への対応と解釈指針の役割」『企業会計』61(3), 29-36頁。
- 企業会計基準委員会 [2015], 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する適用指針」(最終改正: 2018年2月)。
- 企業会計基準委員会 [2018], 企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』。

- 企業会計審議会 [1998], 「税効果会計に係る会計基準」。
- 金融庁 [2017], 「平成29年度有価証券報告書レビューの実施について」(平成29年3月31日), <https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-1/02.pdf>。
- 金融庁 [2018a], 「平成29年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」(平成30年3月23日), <https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180323-2/01.pdf>。
- 金融庁 [2018b], 「平成30年度有価証券報告書レビューの実施について」(平成30年3月23日), <https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180323-2/02.pdf>。
- 金融庁 [2019], 「平成30年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」(平成31年3月19日), <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190319/01.pdf>。
- 佐藤誠二 [2019], 「IFRS 適用後の会計エンフォースメント」『会計』195(6), 1-15頁。
- 潮崎智美 [2019], 「第6章 欧州連合 (EU)」, 国際会計研究学会・研究グループ (主査: 中野貴之) 『IFRS の強制適用に関する国際比較研究—最終報告—』, 81-98頁, <http://jaias.org/UP2019082501.pdf>。
- 中島稔哲 [2019], 「IASB の「法人所得税」 プロジェクター利害関係者からのフィードバックを中心に」『商学論究 (関西学院大学)』66(4), 317-332頁。
- 林隆敏編著 [2019], 『監査報告の変革—欧州企業の KAM 事例分析』中央経済社。
- 平松一夫監修 [2018], 『IFRS 国際会計基準の基礎 [第5版]』中央経済社。